

高知弁護士会ニュース 第2号

～平成30年7月豪雨災害被災者のみなさまへ～ (2018.8.6発行)

平成30年7月豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

★弁護士会に**無料電話相談ダイヤル**を開設しています！

(本年8月1日(水)から同月末まで延長しました！)

受付時間:平日 9時～12時/13時～17時

☎ 088-826-7030

相談料は、無料です！ 通話料のみご負担ください。

電話が繋がらない場合には、お手数ですが、時間をおいておかけ直しいただきますよう、お願いいたします。

Q1 家が全壊してしまいました。 住宅ローンが残っているのですが、 どうしたらよいですか。

平成30年7月豪雨災害で、住宅ローン等の債務の支払いが困難になった方は、**自然災害債務整理ガイドライン**(以下「ガイドライン」といいます。)を利用して、500万円までの財産を手元に残しながら、災害前の借金について減額や免除を受けることができます。被災者生活再建支援金、災害弔慰金・災害障害見舞金及び義援金は、500万円とは別に手元に残せますので、ガイドラインを使った債務整理を検討してはどうでしょうか。

ガイドラインを使って債務整理をすれば、**個人情報(ブラックリスト)に登録されない**ので、債務整理の後も、クレジットカードなどの利用申込みもでき、住宅ローンなどの生活に必要なローンも申し込みます。債務整理の対象には、**住宅ローン**だけでなく、**自動車ローン**や**個人事業主の方の事業資金のための借入れ**も含まれます。また、弁護士による手続支援も無料で受けられます。

なお、収入が一定額以下であることやメインバンクの同意が必要となることなどいくつか条件がありますので、まずは、メインバンクや上記の高知弁護士会の相談窓口にご相談ください。

Q2 被災者生活再建支援金について 教えてください。

平成30年7月豪雨災害において、高知県では**宿毛市、香南市、大月町**に被災者生活再建支援法が適用されることが決まりましたので、上記3市町について下記のとおり、住宅の被害程度に応じて、最大300万円の支援金が受けられます(但し、単身世帯は支給額が4分の3になります。)。なお、賃貸物件にお住まいの方も支援金を受け取ることができます。基礎支援金の支給開始時期等は各市町にお問い合わせください。住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金については、建物購入の契約書など資料が必要となりますので、詳細は各市町にお問い合わせください。

●基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給)

被害程度	全壊	解体※	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

※半壊・敷地被害でやむを得ず解体した場合

●加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)

再建方法	建設、購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

高知弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。高知弁護士会のホームページでも情報提供を行っておりますので、ご覧ください。

<https://kochiben.or.jp/>(『高知弁護士会』で検索可能です)

本ニュースに関するお問い合わせは、発行者である高知弁護士会(TEL [088-872-0324](tel:088-872-0324))までお願いいたします。

本ニュースは、発行日時点の状況及び制度に基づいて作成しております。最新の情報や個別の事情について、ご確認・ご相談をされたいときは、上記の無料電話相談ダイヤルにおたずねください。

本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。